第 96 期（2024 年４月１日から 2025 年３月 31 日まで）事業報告

１　当金庫の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果等

［主要な事業内容］

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

［金融経済環境］

当連結会計年度のわが国経済は、全体として緩やかな回復基調を維持しました。物価は引き続き上昇基調で推移し、特にサービス価格を中心とした内需型の物価上昇傾向が鮮明となりました。個人消費は、消費者の節約志向の高まりの影響を受けつつも、賃上げの動きを受けた所得の改善を背景としてサービス消費を中心として緩やかな増加基調となりました。企業の設備投資意欲は合理化・省力化投資を中心に堅調だったものの、人手不足やコスト上昇が下押ししました。財の輸出は中国を中心とした海外経済の減速を受け、横ばい程度の推移となり、こうした動きを受け、生産についても一進一退の推移となりました。

こうした中で、商工中金のお取引先を対象とした「商工中金景況調査」から中小企業の景況感をみますと、価格転嫁の進展やインバウンド需要の拡大などから非製造業を中心に底堅い推移となったものの、人手不足や諸コストの上昇が引き続き深刻な経営課題となりました。

金融面につきましては、日本銀行が 2024 年７月と 2025 年１月に利上げを実施し、国内長期金利も上昇しました。円の対ドル相場は一時 160 円を超える円安水準となりましたが、日米金利差の縮小などを要因に、年度末には 150 円前後での推移となりました。日経平均株価は最高値を更新し、一時４万２千円台に達したものの、年度末にかけ海外経済の不透明感などから下落しました。

［事業の経過及び成果］

2022年度から2024年度までの３年間を計画期間とする中期経営計画では、中長期的に中小企業が直面する多種多様な経営課題を踏まえ、「商工中金経営改革プログラム」で培ったビジネスモデルを強化し、より踏み込んだ企業支援に取り組むことで、変化につよい企業経営をお取引先とともに実現していくと同時に、商工中金自身の持続可能なビジネスモデルの実現を目指してまいりました。

＜中期経営計画に基づく主要な施策＞

(1) サービスのシフト

中小企業が抱える経営課題が多様化・複雑化する中、更にニーズが高まっていく、情報サービス、人財サービス、高度金融サービスという３つの分野に注力し、課題解決に向けて取り組むお取引先に対して様々な経営リソースを提供しました。

情報サービスは、財務診断やESG診断、DX・ITサーベイ、従業員の幸福度を可視化する幸せデザインサーベイ、CO2排出量可視化サービスといったツールを活用してお取引先と課題を共有する診断サービスと、共有した課題の解決に向けた計画策定や実行支援を行うコンサルティング・本業支援の取組みを強化しました。

人財サービスは、課題解決に取り組むに当たって必要となる、お取引先を内部から支える

経営人材、専門人材の確保に貢献するべく、提携先とのビジネスマッチングや、当金庫の専門的な人的リソースを活用した人材提供に取り組みました。

高度金融サービスは、複雑化・高度化する経営課題に対応し、大型の資金調達や適切なリスクコントロールを実現するストラクチャードファイナンス等への取組みを強化しました。また、政策投資株の取得及びメザニンファイナンス等を含む投資業務への取組みを強化し、財務内容が大きく毀損したお取引先の財務健全化ニーズや、事業承継等における株式引受けニーズに対応しました。

(2) 差別化分野の確立

経済危機や災害時のセーフティネット機能の発揮、日々の資金繰り支援、事業性評価に基づく本業支援に加え、お取引先のライフステージごとの経営課題に着目し、Ｓ：「スタートアップ支援」、Ｅ：「サステナブル経営支援」、Ｔ：「事業再生支援」の３つの領域を「差別化分野」として取組みを強化しました。

「スタートアップ支援」は、イノベーションを促進し地域活性化を図るうえで社会的にも重要な機能であり、スタートアップ特有の課題を踏まえた一気通貫のサポートに取り組みました。

「サステナブル経営支援」においては、気候変動リスクへの対応に取り組むお取引先への支援や、従業員エンゲージメントの向上に取り組むお取引先、災害対策等を進めるお取引先、ガバナンスを強化しようとするお取引先等への支援を推進しました。

「事業再生支援」においては、専門性向上と対応力の底上げにより、財務や収支に課題を抱えるお取引先の経営改善・再生に向けた取組みを強化しました。

(3) 当金庫自身の企業変革

PURPOSE･MISSIONを基軸として、多くの新しいチャレンジを育むべく、「Well-being･DE&I」、「お客さま本位の業務運営」、「デジタルトランスフォーメーション」の３つの主要なテーマに基づき、企業体質や組織風土改革を進めました。

社員の３つの充実（仕事、個人、家族・社会）を通じたWell-beingの実現をサポートしていくとともに、「お客さまの価値向上のため、変革しつづける人財」の採用・育成に向け、2024年４月から新人事制度を導入しました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま及びお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

（預金）

預金は、期末残高が前期末比 117 億円減少し、６兆 2,223 億円となりました。

（債券）

債券は、期末残高が前期末比 864 億円減少し、３兆 2,099 億円となりました。

（貸出金）

貸出金は、金利の上昇等先行きの不透明感が強まる中、事業者への円滑な資金供給を行った結果、期末残高は前期末比 145 億円増加し、９兆 6,420 億円となりました。

（特定取引資産・特定取引負債）

特定取引資産は、期末残高は前期末比 45 億円増加し、255 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 39 億円増加し、155 億円となりました。

（有価証券）
有価証券は、市場環境を注視しつつ分散投資を行った結果、期末残高は前期末比 1,012 億円増加し、 1 兆 3,209 億円となりました。

（総資産）
総資産は、期末残高は前期末比 1 兆 393 億円減少し、12 兆 1,874 億円となりました。

（内国為替取扱高）
内国為替取扱高は、前期比 2 兆 3,564 億円増加し、24 兆 6,695 億円となりました。

（外国為替取扱高）
外国為替取扱高は、貿易取引及び貿易外取引が増加した結果、前期比 1,554 百万ドル増加し、8,542 百万ドルとなりました。

（損益）
経常収益は、資金運用収益等が増加した結果、前期比 255 億円増加し、1,707 億円となりました。経常費用は、資金調達費用等が増加した結果、前期比 146 億円増加し、1,378 億円となりました。
以上により、経常利益は前期比 109 億円増加し、328 億円となり、当期純利益は前期比 102 億円増加し、256 億円となりました。

＜中期経営計画の総括＞
2022 年度から 2024 年度までの中期経営計画では、次の経営指標・主要施策を掲げ、その実現に取り組んでまいりました。実績は次の表のとおりであります。

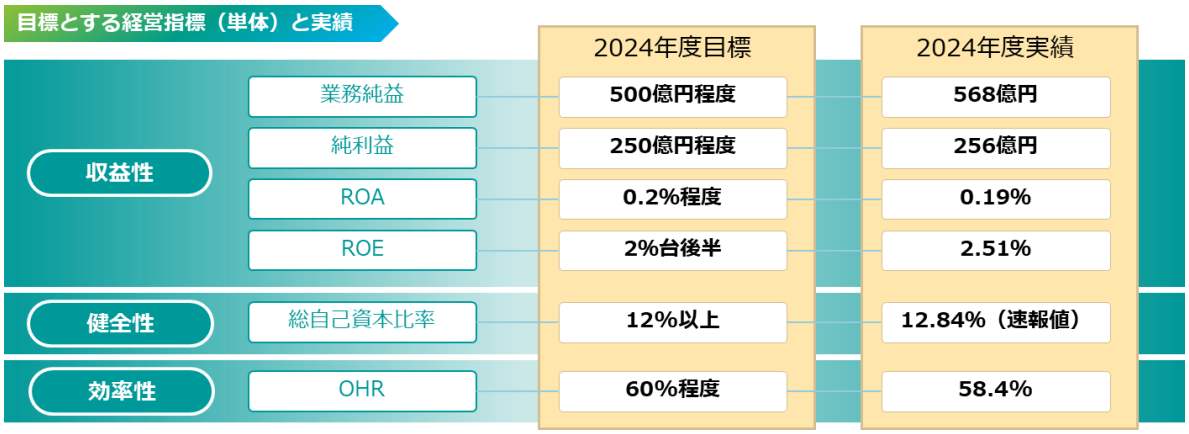

サービスのシフト・差別化分野の実績、企業変革の取組状況

サービスのシフト

	2022年４月～2025年３月
情報サービス	
事業承継コンサル・M&A支援合計件数	500件程度
幸せデザインサーベイ・ESG診断・DXITサーベイ合計件数	4,300件程度
人財サービス	
提携先と連携した人財マッチング件数	85件程度
高度金融サービス	
ストラクチャードファイナンス件数	350件程度
エクイティファイナンス及びメザニンファイナンスの合計件数	130件程度

差別化分野

	2022年４月～2025年３月
スタートアップ支援	
スタートアップ企業に対するファインナンス	910件程度 1,270億円程度
スタートアップ企業へのビジネスマッチング取次件数	2,600件程度
サステナブル経営支援	
サステナブルファイナンス	350件程度 900億円程度
ESG診断サービスの提供	1,890件程度
事業再生支援（※1）	
支援対象先(※２)のランクアップ率	11%程度
支援対象先の引当戻り額	85億円程度

企業変革の取組み

	2022年度	2024年度
Well-being、DE&I		
有給休暇取得率	76.8%	76.9%
女性管理職比率	7.9%	13.2%
お客さま本位の業務運営		
担当者満足度	2022～2024年度 78.1% → 79.2% → 82.1%	
デジタルトランスフォーメーション		
商工中金Bizリンク導入先数	2.9万件程度	

（※１）年度毎に支援対象先を見直すため、2024年４月～2025年３月の実績を記載しております。
（※２）2025年３月末時点の対象先数：約4,500社

［対処すべき課題］

国内人口減少やデフレ長期化、イノベーション不足、労働生産性の低さ等を背景に、日本の国際競争力は着実に低下しています。他方で、足元では物価や賃金上昇、金利のある世界への移行等、日本経済を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。今後は、国内人口減少やAI・ロボティクス技術の進化、米国による相互関税等の地政学リスクの影響により、外部環境の変化が激しく、先行きが不透明な状況が続くことが予想されます。

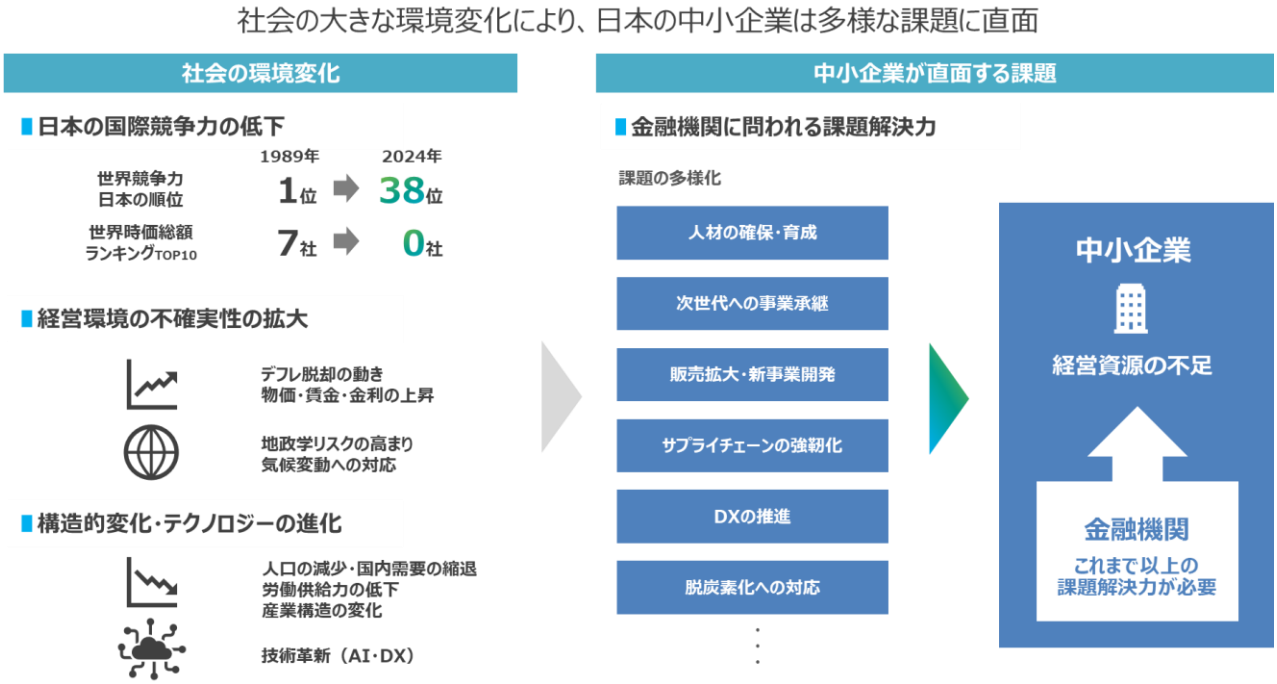

商工中金グループのお取引先の大部分を占める中小企業は、日本経済・雇用を支える重要な存在です。一方で、こうした外部環境変化の影響を受けやすく、経営リソースも限られている

ため、新たな挑戦やリスクテイクに躊躇することもあり、結果として成長機会を逃し、労働生産性も低く留まることが課題となっています。しかし、中には高い労働生産性を誇る中小企業も存在しており、日本経済を変えることができるポテンシャルを秘めています。

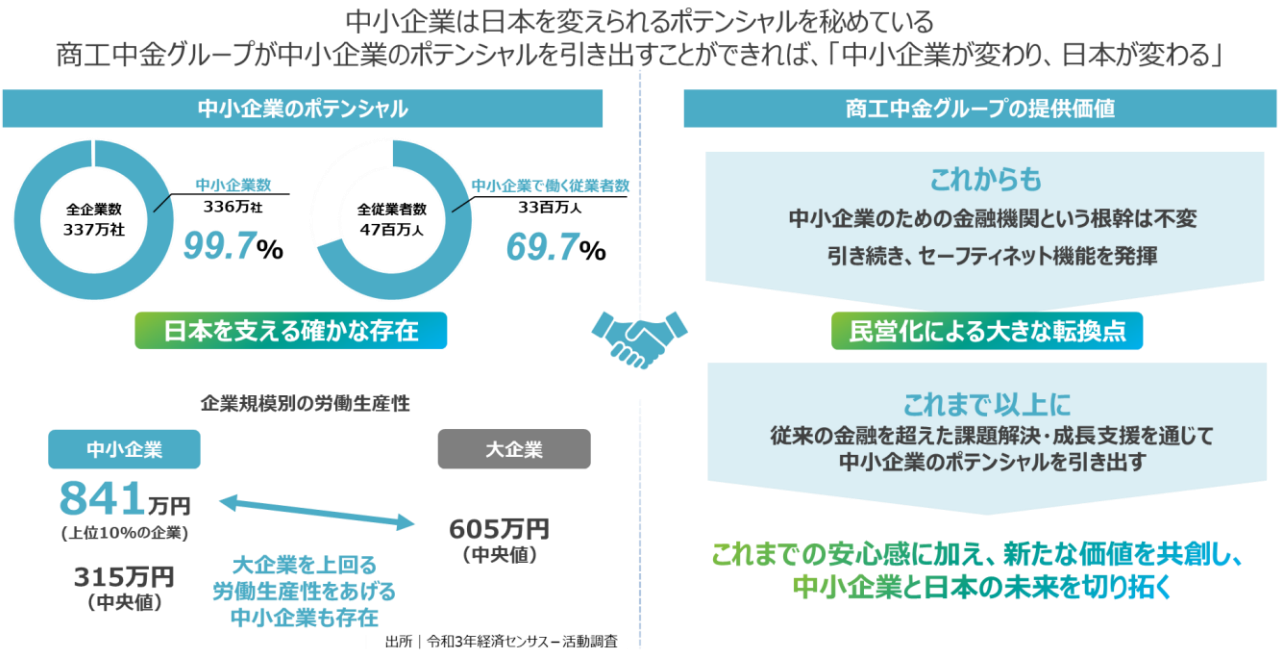

こうした状況を踏まえ、商工中金グループは、中小企業の課題解決・成長支援に向き合い「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」という PURPOSE の実現を目指します。

この考えに基づき、「商工中金グループのありたい姿」を設定し、具体的な取組みについて検討を進めております。これまで培ってきたリレーションシップバンキングやセーフティネット機能の提供を継続するとともに、当金庫の政府保有株式の売却後に実現される業務範囲の拡大も踏まえ、M&A やアライアンスも含め、中小企業の課題解決・成長支援に繋がる競争力のあるソリューションの開発を一層強化してまいります。

「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げるとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

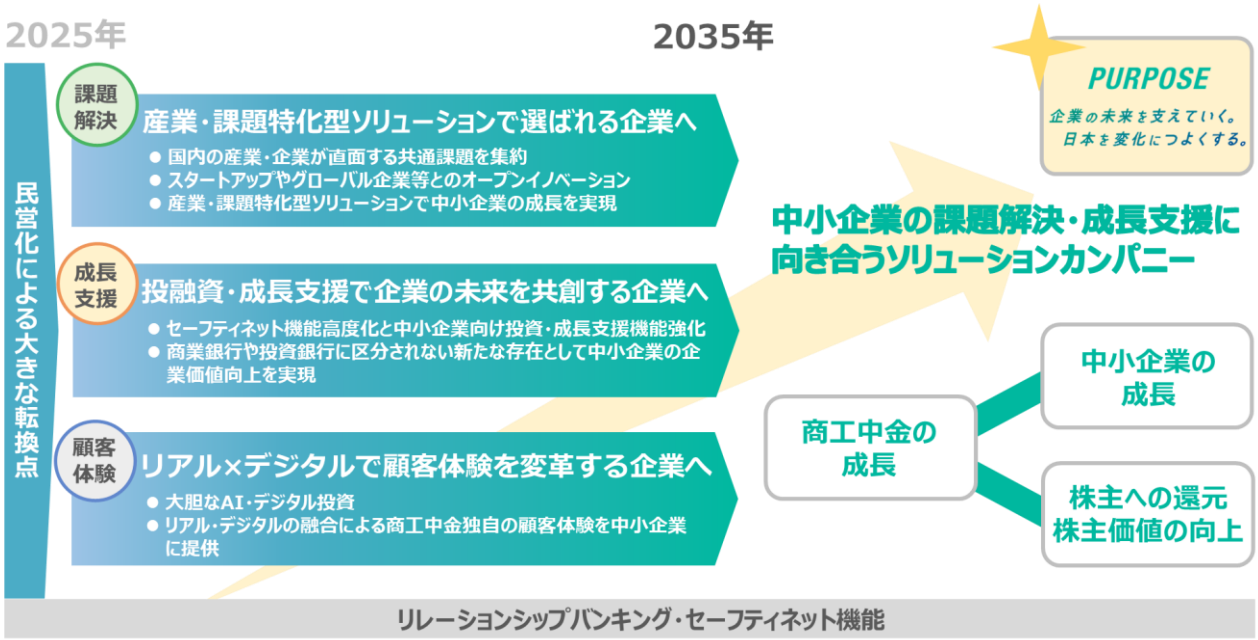

（ご参考）

＜持続可能な社会の実現に向けた取組み＞

【基本的な考え方】

当金庫は、中小企業組合や中小企業の取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2022年３月に、環境や人権に対する基本的考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を定めました。同規程では、当金庫の組織・役職員の取組みの基本的な視点として、″SPEED″の視点(※)を設定し、具体的な目的と行動を定めております。

(※)当金庫が独自に定めた、組織・役職員における、サステナビリティに対する取組みの基本的な視点。Sustainability、Productivity、Empathy、Ecology、Digitalの頭文字をとったもの。

【気候変動リスクへの対応】

特に、サステナビリティに関する課題の中でも「気候変動リスクへの対応」は、多くのお取引先に影響を与える重要な課題で、当金庫における経営のトップリスクの一つと認識しております。近年、異常気象による被害が甚大化しており、持続可能な社会の実現に向けて、世界各国で気候変動に対応していく動きが広がっております。当金庫は、お取引先の取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

気候変動リスクが当金庫の経営にもたらす機会とリスクに関して、定性的・定量的なシナリオ分析を行っております。具体的には、気候変動に起因する近年の自然災害を踏まえた物理的リスクや、低炭素社会への移行に伴う気候変動政策や技術革新等により生じる移行リスク及び機会の影響分析を行い、組織のレジリエンスを高めてまいります。

当金庫は、気候変動に対する取組みの情報開示の重要性を認識しており、「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」が推奨する形での情報（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）の開示に取り組んでおります。

（２）財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
預金	5,707,939	5,786,324	6,235,221	6,223,473
定期性預金	3,453,371	3,396,472	3,527,160	3,650,342
その他	2,254,567	2,389,852	2,708,061	2,573,131
債券	3,542,570	3,448,850	3,296,400	3,209,990
社債	30,000	80,000	100,000	100,000
貸出金	9,607,809	9,639,065	9,627,443	9,642,020
融資対象団体等向け	9,416,095	9,448,918	9,419,062	9,488,959
融資対象団体等向け以外	191,713	190,146	208,381	153,061
特定取引資産（トレーディング資産）	13,147	18,465	20,922	25,522
特定取引負債（トレーディング負債）	5,197	10,356	11,650	15,578
有価証券	1,215,141	977,951	1,219,610	1,320,904
国債	537,291	340,828	560,085	764,694
その他	677,850	637,122	659,524	556,210
総資産	12,719,338	12,980,499	13,226,795	12,187,490
内国為替取扱高	19,694,189	20,468,896	22,313,103	24,669,575
外国為替取扱高	百万ドル 7,199	百万ドル 7,585	百万ドル 6,988	百万ドル 8,542
経常利益	30,207	30,836	21,918	32,824
当期純利益	18,305	22,998	15,363	25,635
１株当たり当期純利益	８円 41 銭	10 円 56 銭	７円６銭	11 円 78 銭

注１．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

２．１株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

（参考）連結業績

（単位：百万円）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
経常収益	149,384	161,030	167,053	194,286
経常利益	30,604	31,426	22,356	33,018
親会社株主に帰属する当期純利益	18,522	23,332	15,683	25,750
純資産額	988,439	1,005,142	1,040,266	1,038,410
総資産	12,787,705	13,049,997	13,308,663	12,265,465

注．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

（３）使用人の状況

	当年度末
使用人数	3,464 人
平均年齢	38 年 10 月
平均勤続年数	15 年３月
平均給与月額	476 千円

注１．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

２．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。

３．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

（４）営業所等の状況

イ　営業所数

	当年度末
	店　うち出張所
北海道地区	５（１）
東北地区	９（１）
関東甲信越地区	33（４）
東海地区	10（１）
北陸地区	４（―）
近畿地区	15（１）
中国地区	10（１）
四国地区	４（―）
九州・沖縄地区	11（―）
国内計	101（９）
海外計	１（―）
合計	102（９）

注１．該当がない場合は「－」で表示しております。

２．上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当年度末
４ヵ所

ロ　当年度新設営業所

該当ございません。

ハ　代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目７番地の１	信用協同組合
札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目 12 番地	信用協同組合
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目４番 70	信用協同組合

函館商工信用組合	北海道函館市千歳町９番６号	信用協同組合
空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目１番１号	信用協同組合
十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目 18・20 番地	信用協同組合
釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目２番地	信用協同組合
青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川 207 番１	信用協同組合
石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目９番３号	信用協同組合
古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町７番８号	信用協同組合
仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町 11 番地	信用協同組合
秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町４番５号	信用協同組合
北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町１番８号	信用協同組合
山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目３番３号	信用協同組合
山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠 687 番地	信用協同組合
福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町７番７号	信用協同組合
いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町２番地の５	信用協同組合
相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町 69 番地	信用協同組合
会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目１番 30 号	信用協同組合
茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目３番 12 号	信用協同組合
真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目 13 番地１	信用協同組合
那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町６番９号	信用協同組合
あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町二丁目 50 番地 43	信用協同組合
群馬県信用組合	群馬県安中市原市 668 番地６	信用協同組合
ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町 125 番地	信用協同組合
熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目 57 番地	信用協同組合
埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉 44 番地 16	信用協同組合
房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目 10 番地５	信用協同組合
銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町１番地の 19	信用協同組合
君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目３番地	信用協同組合
全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目６番地の１	信用協同組合
東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目 10 番２号	信用協同組合
文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目 101 番地	信用協同組合
東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目２番 18 号	信用協同組合
東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目５番３号	信用協同組合
江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目６番８号	信用協同組合
青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目 12 番２号	信用協同組合
中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目５番４号	信用協同組合
共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目７番２号	信用協同組合
七島信用組合	東京都大島町元町四丁目１番３号	信用協同組合
大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目６番 10 号	信用協同組合
第一勧業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目 13 番地	信用協同組合
神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目８番地 11	信用協同組合
横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目 77 番地１	信用協同組合
小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町一丁目５番 17 号	信用協同組合
相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津 290 番地	信用協同組合

新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町 302 番地１	信用協同組合
興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町 1066 番地	信用協同組合
はばたき信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目１番２号	信用協同組合
協栄信用組合	新潟県燕市東太田 6984 番地	信用協同組合
巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲 4180 番地１	信用協同組合
新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目４番 14 号	信用協同組合
ゆきぐに信用組合	新潟県南魚沼市塩沢 1198 番地	信用協同組合
糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目８番 41 号	信用協同組合
富山県信用組合	富山県富山市大手町３番５号	信用協同組合
山梨県民信用組合	山梨県甲府市中央四丁目８番２号ウエスギビル２階	信用協同組合
都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目 19 番 11 号	信用協同組合
長野県信用組合	長野県長野市新田町 1103 番地１	信用協同組合
岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目４番地３	信用協同組合
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目 11 番地２	信用協同組合
飛騨信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目 13 番地１	信用協同組合
益田信用組合	岐阜県下呂市森 690 番地１	信用協同組合
しずおか焼津信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町１番１号	信用金庫
静清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町２番地の１	信用金庫
浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中央区元城町 114 番地の１	信用金庫
沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目６番 16 号	信用金庫
三島信用金庫	静岡県三島市芝本町 12 番３号	信用金庫
富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町 31 番 15 号	信用金庫
島田掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目 203 番地	信用金庫
富士信用金庫	静岡県富士市青島町 212 番地	信用金庫
遠州信用金庫	静岡県浜松市中央区中沢町 81 番 18 号	信用金庫
岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅 41 番地	信用金庫
信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目６番 18 号	信用協同組合
豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目９番４	信用協同組合
愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目 41 番地	信用協同組合
滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光２番 45 号	信用協同組合
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町７番地	信用金庫
京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀 2054 番地の１	信用金庫
大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目４番３号	信用協同組合
成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目 11 番９号	信用協同組合
大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目９番 18 号	信用協同組合
大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目 21 番 40 号	信用協同組合
のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目３番５号	信用協同組合
大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町 19 番 14 号	信用協同組合
兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目４番 17 号	信用協同組合
淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目３番 17 号	信用協同組合
鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町 645 番地	信用金庫
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目５番１号	信用金庫
倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目 60 番地	信用金庫

島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町 252 番地１	信用金庫
島根益田信用組合	島根県益田市駅前町 14 番 23 号	信用協同組合
朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目６番 19 号	信用協同組合
笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡 2388 番地の 40	信用協同組合
広島市信用組合	広島県広島市中区袋町３番 17 号	信用協同組合
広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町１番 17 号	信用協同組合
信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町４番 12 号	信用協同組合
両備信用組合	広島県府中市元町 462 番地の 10	信用協同組合
備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目２番３号	信用協同組合
山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目２番 40 号	信用協同組合
徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町８番地	信用金庫
阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町 28 番地 14	信用金庫
香川県信用組合	香川県高松市亀井町９番地 10	信用協同組合
土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲 2137 番地１	信用協同組合
宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛 5508 番地	信用協同組合
福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目 10 番 17 号	信用協同組合
佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目３番１号	信用協同組合
佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原 3770 番地１	信用協同組合
長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町１番２号	信用協同組合
長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町３番 27 号	信用協同組合
西海みずき信用組合	長崎県佐世保市松川町１番 19 号	信用協同組合
福江信用組合	長崎県五島市中央町８番地 15	信用協同組合
熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町１番１号	信用協同組合
大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目４番１号	信用協同組合
宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市吾田東十丁目８番 16 号	信用協同組合
鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町 17 番 11 号	信用協同組合
奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬港町 12 番２号	信用協同組合
コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目 10 番１号	信用金庫

ニ　株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況

該当ございません。

（５）設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位　百万円）

設備投資の総額	1,092

注．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設

該当ございません。

（６）重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率（%）	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、計算受託業務	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	福利厚生業務	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング業務	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	70百万円	100.00	—
商工中金キャピタル株式会社	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	投資業務	100百万円	100.00	—
株式会社商工中金ヒューマンデザイン	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	人材サービス業務	50百万円	100.00	—

注１．資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
３．当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の（　）内は、子会社等が有する議決権の比率であります。
４．該当がない場合は「－」で表示しております。
５．連結対象の子会社等は上記９社であります。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

（７）事業譲渡等の状況

該当ございません。

（８）その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

１．地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2025 年３月 31 日現在、473 の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。

２．アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガライインドネシア及びリサール商業銀行と業務提携をしております。

３．下記金融機関と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動引き出しサービスを行っております。

株式会社みずほ銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社

４．下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。

株式会社ゆうちょ銀行、株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

２　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

（１）　会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根　正裕	取締役社長執行役員（代表取締役） 業務執行全般 監査部	－	－
中谷　肇	取締役副会長	一般財団法人商工総合研究所代表理事	－
鍜治　克彦	取締役専務執行役員 産業革新本部長 産業戦略部、スタートアップ営業部	－	－
牧野　秀行	取締役専務執行役員 デジタル・システム本部長 デジタル戦略部、システム部	株式会社商工中金情報システム代表取締役社長	－
大久保　和孝	社外取締役	株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） サンフロンティア不動産株式会社社外	－

		取締役（監査等委員） 株式会社ブレインパッド社外取締役（監査等委員） 株式会社 LIFULL 社外取締役 株式会社サーラコーポレーション社外取締役 武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社 SS Dnaform 代表取締役社長	
石黒　不二代	社外取締役	三井物産株式会社社外取締役 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役	－
牧浦　真司	社外取締役	－	－
有馬　充美	社外取締役	株式会社西武ホールディングス社外取締役 株式会社髙島屋社外取締役 カルチュア・エンタテインメントグループ株式会社社外取締役	－
寺内　真彦	取締役（常勤監査等委員）	－	－
早川　美佳	取締役（常勤監査等委員）	－	－
小粥　純子	社外取締役（監査等委員）	東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）教授 小粥純子公認会計士事務所代表 株式会社日新社外取締役（監査等委員） 日本調理機株式会社社外取締役（監査等委員） 大和ハウスリート投資法人監督役員 株式会社民間資金等活用事業推進機構社外監査役 株式会社 TBS ホールディングス社外監査役 株式会社 TBS テレビ監査役	－
川村　雄介	社外取締役（監査等委員）	一般社団法人グローカル政策研究所代表理事 キヤノン株式会社社外取締役 東洋アルミニウム株式会社社外取締役 DM 三井製糖ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）	－
石川　貴教	社外取締役（監査等委員）	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士	－

注１．当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、上記の取締役を兼務する委任型の執行役員のほか、2025 年４月１日現在、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
森野　真一郎	常 務 執 行 役 員
中塩　浩幸	常 務 執 行 役 員
山 田　真 也	常 務 執 行 役 員
山 口　智 之	常 務 執 行 役 員
佐 藤　淳	常 務 執 行 役 員
木 村　光 孝	常 務 執 行 役 員
橋 本　真 吾	常 務 執 行 役 員
高畑　和憲	常 務 執 行 役 員
佐野　吉浩	常 務 執 行 役 員
垂石　享	常 務 執 行 役 員

２．取締役中谷肇氏が理事長を務める一般財団法人商工総合研究所と当金庫との間で寄付行為、広告費支払等の取引があります。なお、これらの取引については当金庫取締役会にて事前に承認を得ております。

３．取締役牧浦真司氏と当金庫との間で「デジタルビジネス基盤事業」の企画等に関して、当金庫取締役会の事前承認を得たうえでアドバイザリー契約に基づく業務委託契約を締結しており、特別な利害関係があります。なお、同氏と当金庫との間で締結された業務委託契約は、2025 年３月 31 日をもって終了しております。

４．当金庫は、監査等委員である取締役が法令で定める員数を欠くことなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を１名選任しております。
補欠の監査等委員である取締役　野崎　晃

５．当金庫では、社内事情に精通したものが重要な会議への出席や内部監査部門との連携等を行い、得られた情報を監査等委員会で共有することにより、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、寺内真彦氏及び早川美佳氏を常勤の監査等委員として選定しております。

６．監査等委員である取締役小粥純子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。

７．監査等委員である取締役川村雄介氏は、DM 三井製糖ホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、同社は 2025 年４月１日付で DM 三井製糖株式会社へ商号変更しております。以上のことは、以下、本事業報告に「DM 三井製糖ホールディングス株式会社」と記載がある箇所に同様に当てはまりますが、重ねての記載は省略いたします。

８．監査等委員である取締役石川貴教氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を有するものであります。

９．当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。退任した役員の地位及び担当並びに重要な兼職は、退任時のものです。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小原　広之	取締役常務執行役員	－	2024 年６月 20 日 任期満了
中村　重治	取締役 （社外取締役）	トーヨーカネツ株式会社社外取締役（監査等委員） リケンテクノス株式会社社外取締役（監査等委員）	2024 年６月 20 日 任期満了
大川　順子	取締役	ＫＤＤＩ株式会社社外取締役	2024 年６月 20 日

	（社外取締役）	朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 東京電力ホールディングス株式会社社外取締役	任期満了
日下　智晴	取締役 （社外取締役）	日下企業経営相談所代表	2024年６月20日 任期満了
岡本 泰一郎	常勤監査役	－	2024年６月20日 任期満了
寺脇　一峰	監査役 （社外監査役）	シン・ベル法律事務所弁護士 キユーピー株式会社社外監査役 鹿島建設株式会社社外取締役 芝浦機械株式会社社外取締役	2024年６月20日 任期満了

10．該当がない場合は「－」で表示しております。

⑵　会社役員に対する報酬等

イ　当事業年度に係る報酬等の総額

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等の総額（うち報酬以外の金額）	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	変動報酬（業績連動報酬）	退職慰労金
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	12人 （　7　人　）	175（38） （61（19））	119 （42）	17 （－）	38 （19）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	５人 （　３　人　）	64（７） （28（３））	57 （25）	－ （－）	7 （３）
監査役 （うち社外監査役）	４人 （2人）	33（23） （13（９））	10 （４）	－ （－）	23 （９）
計	21人	273（69）	186	17	69

注１．　記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

２．該当がない場合は「－」で表示しております。

３．業績連動報酬に係る業績指標は当金庫単体当期純利益であり、2024 年３月期の実績は15,363百万円であります。

当該指標を選択した理由は、当金庫単体当期純利益が、当金庫の企業価値向上を図るインセンティブとして明確な指標となると判断しているからであります。また、業績連動報酬の額は、当金庫単体当期純利益の額及び各取締役の業績等に対する貢献度を踏まえて決定しております。

４.会社役員に対する報酬限度額は、2024年６月20日開催の第16回定時株主総会において、

取締役（監査等委員である取締役を除く。）については月額20百万円以内（うち社外取締役分５百万円以内）、監査等委員である取締役については月額10百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は８名（うち社外取締役４名）、監査等委員である取締役の員数は５名（うち社外取締役３名）であります。

５．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の「報酬等の総額」には、2024年６月20日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役４名を含む、監査等委員会設置会社移行前における取締役に対する報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額23百万円及び役員退職慰労金14百万円を含めております。

６．監査等委員である取締役の「報酬等の総額」は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであり、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額７百万円を含めております。また、監査役の「報酬等の総額」は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、報酬のほか、役員退職慰労金23百万円を含めております。

７．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の「退職慰労金」には、役員退職慰労金14百万円のほか、役員退職慰労引当金繰入額23百万円を含めております。

８．監査等委員である取締役の「退職慰労金」には、役員退職慰労引当金繰入額７百万円が含まれております。また、監査役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金23百万円が含まれております。

９．上記取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査役の支給人数には、2024年６月20日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役４名、監査役４名が含まれております。

10．当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については取締役会の決議により、また、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議により定めております。

11．役員退職慰労金については、以下のとおり定めております。

・執行役員を兼務する取締役

退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※

※業績勘案率は、報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役会の決議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。

・執行役員を兼務しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）

「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）

報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ロ　役員の報酬等の算定方法の決定方針等

当金庫は、2024年６月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取

締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

・ 当該方針の決定の方法

1. 基本方針
   - 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、役員の報酬に関する社会的動向を踏まえること、当金庫の経済価値と社会価値の実現に向けた単年度及び中長期的な取組みへの動機づけとなること、を考慮したものとする。
2. 個人別の報酬等（変動報酬等（業績・成果連動）・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法の決定方針
   - 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は役位、期待される役割及び責任に応じて、他社水準を考慮し、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、期待される役割及び責任に応じて、他社水準を考慮し、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。
   - 非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役員退職慰労金は取締役会で決議されている規程に基づき、所定の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。
3. 変動報酬に係る指標の内容及び額又は算定方法の決定方針
   - 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の変動報酬（業績・成果連動）は、役位、期待される役割及び責任に応じて、それぞれの基準月額を定め、その基準月額に「単体当期純利益の水準に応じて予め定めた支給率（0.8～1.0）」及び「各役員の年度の成果等を総合的に勘案し予め定めた支給率（０～2.25）」を乗じたものとし、過半数を独立社外取締役とする報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定する。
   - 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の役員退職慰労金は取締役会で決議されている規程に基づき、以下の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。

     【計算式】退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率
4. 個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針
   - 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の変動報酬（業績・成果連動）については、変動報酬が報酬全体に占める割合が０％～35％の範囲内で役位が上がるほどその割合が大きくなるように設定する。
5. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針
   - 固定報酬については、報酬を月額で定め、毎月支給する。変動報酬については、前年度の決算及び各役員の成果が確定後、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定した額を毎月支給する。役員退職慰労金については、株主総会終了後、速やかに支給する。

⑶　責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
中谷　肇	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
大久保　和孝	
石黒　不二代	
牧浦　真司	
有馬　充美	
寺内　真彦	
早川　美佳	
小粥　純子	
川村　雄介	
石川　貴教	

⑷　補償契約

イ　在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要
当金庫全ての取締役及び委任型執行役員	会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約においては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じております。 (1) 会社法第430条の2第1項第1号に定める「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の防御費用を、法令の定める範囲内において当金庫が補償することとしており、同項第2号に定める「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。 (2) 訴えによるかどうかを問わず、当金庫が会社役員に対して責任追及をするような場面では、防御費用も補償の対象外となります。 当金庫が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき当該会社役員に悪意又は重大な過失があったことを知った場合等には、当金庫が当該会社役員に対し補償金の全部又は一部の返還を請求することとしております。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

⑸　役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当金庫全ての取締役及び委任型執行役員	当金庫は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については補填されない等、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、当金庫が全額負担しております。

3　社外役員に関する事項

⑴　社外役員の兼職その他の状況

（年度末現在）

氏　名	兼職その他の状況	
大久保　和孝	株式会社大久保アソシエイツ	代表取締役社長
	セガサミーホールディングス株式会社	社外取締役（監査等委員）
	サンフロンティア不動産株式会社	社外取締役（監査等委員）
	株式会社ブレインパッド	社外取締役（監査等委員）
	株式会社 LIFULL	社外取締役
	株式会社サーラコーポレーション	社外取締役
	武蔵精密工業株式会社	社外取締役（監査等委員）
	株式会社 SS Dnaform	代表取締役社長
石黒　不二代	三井物産株式会社	社外取締役
	セガサミーホールディングス株式会社	社外取締役
牧浦　真司	－	
有馬　充美	株式会社西武ホールディングス	社外取締役
	株式会社髙島屋	社外取締役
	カルチュア・エンタテインメントグループ株式会社	社外取締役
小粥　純子	東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）	教授
	小粥純子公認会計士事務所	代表
	株式会社日新	社外取締役（監査等委員）
	日本調理機株式会社	社外取締役（監査等委員）
	大和ハウスリート投資法人	監督役員
	株式会社民間資金等活用事業推進機構	社外監査役
	株式会社 TBS ホールディングス	社外監査役
	株式会社 TBS テレビ	監査役
川村　雄介	一般社団法人グローカル政策研究所	代表理事
	キヤノン株式会社	社外取締役
	東洋アルミニウム株式会社	社外取締役
	DM 三井製糖ホールディングス株式会社	社外取締役（監査等委員）
石川　貴教	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業	パートナー弁護士

注 1．取締役大久保和孝氏は、株式会社大久保アソシエイツの代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）、サンフロンティア不動産株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社ブレインパッドの社外取締役（監査等委員）、株式会社 LIFULL の社外取締役、株式会社サーラコーポレーションの社外取締役、武蔵精密工業株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社 SS Dnaform の代表取締役社長でありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

2．取締役石黒不二代氏は、三井物産株式会社の社外取締役及びセガサミーホールディングス株式会社の社外取締役でありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

3．取締役牧浦真司氏は、当金庫との間で「デジタルビジネス基盤事業」の企画等に関して、当金庫取締役会の事前承認を得たうえでアドバイザリー契約に基づく業務委託契約を締結しており、特別な利害関係があります。なお、同氏と当金庫の間で締結された業務委託契約は、2025 年３月 31 日をもって終了しております。

4．取締役有馬充美氏は、株式会社西武ホールディングスの社外取締役、株式会社髙島屋の社外取締役及びカルチュア・エンタテインメントグループ株式会社の社外取締役でありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

5．監査等委員である取締役小粥純子氏は、東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）の教授、小粥純子公認会計士事務所の代表、株式会社日新の社外取締役（監査等委員）、日本調理機株式会社の社外取締役（監査等委員）、大和ハウスリート投資法人の監督役員、株式会社民間資金等活用事業推進機構の社外監査役、株式会社 TBS ホールディングスの社外監査役及び株式会社 TBS テレビの監査役でありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

6．監査等委員である取締役川村雄介氏は、一般社団法人グローカル政策研究所の代表理事、キヤノン株式会社の社外取締役、東洋アルミニウム株式会社の社外取締役及び DM 三井製糖ホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）でありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

7．監査等委員である取締役石川貴教氏は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業のパートナー弁護士でありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

8．該当がない場合は「－」で表示しております。

⑵ 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
大久保　和孝	12 ヵ月 （通算 57 ヵ月）	当期開催の取締役会 18 回のうち 17 回出席しております。	主に経験豊富なガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、地域活性化等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員長として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主導的役割を果

			たしております。
石黒　不二代	12 ヵ月 （通算 33 ヵ月）	当期開催の取締役会 18 回のうち 17 回出席しております。	主にデジタルマーケティングの分野での企業経営の経験・見識に基づき、経験豊富なＤＸ分野に係る視点から中小企業の取り巻く急激な経済環境変化の中における当金庫ビジネスモデルや顧客サービスの在り方等、将来を見据えた積極的な発言を行う等役割を果たしております。
牧浦　真司	９ヵ月 （通算９ヵ月）	当期開催の取締役会 14 回全てに出席しております。	主に金融、ＤＸ・ＩＴ分野における豊富な経験に係る視点から当金庫ビジネスモデルや顧客サービスの在り方等、将来を見据えた積極的な発言を行っております。
有馬　充美	９ヵ月 （通算９ヵ月）	当期開催の取締役会 14 回全てに出席しております。	主に金融、グローバル、ＤＥ＆Ｉ分野における豊富な経験に係る視点から当金庫ビジネスモデルや顧客サービスの在り方等、将来を見据えた積極的な発言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員長代理として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べております。
小粥　純子	12 ヵ月 （通算 33 ヵ月）	当期開催の取締役会 14 回全てに出席しております。 当期開催の監査等委員会 12 回全てに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と公認会計士としての専門的な視点から発言を行っております。
川村　雄介	９ヵ月 （通算９ヵ月）	当期開催の取締役会 14 回全てに出席しております。 当期開催の監査等委員会 12 回全てに出席しております。	主に金融、コンプライアンス、グローバル、サステナビリティ分野における豊富な経験に係る視点から当金庫ビジネスモデルや顧客サービスの在り方等、将来を見据えた積極的な発言を行っております。また、監査等委員会の委員長として、これらの委員会に出席し、積極的な意見と主体的役割を果たしております。
石川　貴教	９ヵ月 （通算９ヵ月）	当期開催の取締役会 14 回全てに出席しております。 当期開催の監査等委員会 12 回全てに出席しております。	主に法律・コンプライアンス分野における豊富な経験と弁護士としての専門的な視点から発言を行っております。

注１．「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」には、監査等委員会への出席状況と監査等委員会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

２．牧浦真司氏、有馬充美氏、小粥純子氏、川村雄介氏及び石川貴教氏の取締役会への出席状況は、2024 年６月 20 日の取締役就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

３．監査等委員会設置会社移行前の期間において、小粥純子氏は、当金庫の社外監査役に就任しておりましたが、当該期間開催の取締役会４回全てに出席し、また、当該期間開催の監査役会５回全てに出席し、主に監査分野における専門的な知見から発言を行いました。

４．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第 370 条及び当金庫定款第 26 条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

（３） 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等（うち報酬以外の金額）	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等	退職慰労金
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	７人	61（19）	該当ございません。	19
監査等委員である取締役	３人	28（３）	該当ございません。	3
監査役	２人	13（９）	該当ございません。	9
報酬等の合計	12 人	103（31）	該当ございません。	31

注１．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

２．「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役員退職慰労金 14 百万円及び役員退職慰労引当金繰入額４百万円、監査等委員である取締役の役員退職慰労引当金繰入額３百万円及び監査役の役員退職慰労金９百万円を含めております。

３．「退職慰労金」には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役員退職慰労金 14 百万円及び役員退職慰労引当金繰入額４百万円、監査等委員である取締役の役員退職慰労引当金繰入額３百万円及び監査役の役員退職慰労金９百万円を含めております。

４．上記取締役の支給人数には、2024 年６月 20 日開催の第 16 回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名、監査役２名が含まれております。

（４） 社外役員の意見

該当ございません。

４　当金庫の株式に関する事項

（１）株式数

発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000 株
	危機対応準備金株式	10 株
発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448 株

（２）当年度末株主数　23,354 名

（３）大株主　（2025 年 3 月末現在）

株主の氏名又は名称	持株数等（千株）	持株比率（%）
財務大臣	900,950	41.40
全日本火災共済協同組合連合会	11,030	0.50
中部交通共済協同組合	8,085	0.37
東北医療福祉事業協同組合	6,853	0.31
関東交通共済協同組合	6,639	0.30
鹿児島県火災共済協同組合	6,039	0.27
株式会社珈栄舎	5,941	0.27
東銀リース株式会社	5,300	0.24
大阪船場繊維卸商団地協同組合	5,080	0.23
東京木材問屋協同組合	5,011	0.23

注１．持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。
　２．持株比率は、自己株式数（10,797 千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

（４）その他株式に関する重要な事項

当金庫は、2025 年４月１日から同年４月 16 日まで受付されました、売出人を財務大臣とする当金庫の政府保有株式の一般競争入札に参加し、落札いたしました。その結果を踏まえ、当金庫は、2025 年５月 16 日の取締役会決議に基づき、2025 年６月 12 日付で自己株式を取得し、財務大臣は当金庫の筆頭株主かつ主要株主ではなくなる見込みであります。

なお、当金庫定款第 15 条の規定により、当金庫の定時株主総会の議決権の基準日は毎年３月 31 日であり、財務大臣は当該基準日における株主ではあるものの、2025 年６月に施行される見込みの株式会社商工組合中央金庫法等改正法及び株式会社商工組合中央金庫法第６条第３項に基づき、本総会における議決権は行使できないこととされています。

（５）株主構成　（2025 年 3 月末現在）

区分		持株数等（千株）	持株比率（%）
政府		900,950	41.40
中小企業等協同組合		673,815	30.96
	事業協同組合・同連合会	608,509	27.96
	事業協同小組合	0	0.00
	信用協同組合・同連合会	63,530	2.91
	企業組合	1,775	0.08
協業組合		6,065	0.27
商工組合・同連合会		24,580	1.12

商店街振興組合・同連合会	1,656	0.07
生活衛生同業組合・同連合会	3,818	0.17
酒類業組合・同連合会	578	0.02
内航海運組合・同連合会	3,217	0.14
輸出組合・輸入組合	4	0.00
市街地再開発組合	—	—
中小企業団体中央会	4,830	0.22
商工会議所	3,430	0.15
商工会・商工会連合会	740	0.03
中小企業団体の構成員	547,059	25.14
その他	4,988	0.22

注１．持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。
２．上記のほか自己株式10,797千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
３．該当がない場合は「－」で表示しております。

（６）役員保有株式

該当ございません。

５　当金庫の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

６　会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwC Japan有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　遠藤　英昭 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　本間　正彦 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　原澤　哲史	163	①監査等委員会が会計監査人の監査報酬に同意した理由 過年度における監査内容は相当であり、監査時間・報酬に係る計画と実績を対比し、また、他社の情報を収集し、当事業年度の報酬額について監査等委員会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意しております ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・ＮＹ支店の法人税申告に関する助言 ・特別目的の四半期連結財務諸表レビュー（第１四半期及び第３四半期） 等

注１．当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利

益の合計額は174百万円であります。

注２．当金庫において、当事業年度に係る報酬等の額以外に、前事業年度の監査証明業務に基づく報酬の支払額が２百万円あります。

⑵　責任限定契約

該当ございません。

⑶　補償契約

該当ございません。

⑷　会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第 340 条に基づき監査等委員会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第399条の２に基づき監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

ロ　会社法第 444 条第３項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の２第５項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当ございません。

７　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

８　業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

当金庫は、「業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針（内部統制システムの基本方針）」を、取締役会において決議しております。当金庫は、2024年６月20日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから、同日付でかかる基本方針の一部を改定し、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.shokochukin.co.jp/about/compliance/legal-department/）に掲載しております。

なお、かかる基本方針及び2024年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

（１）　取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（決議内容の概要） 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念（PURPOSE・MISSION）、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備し、コンプライアンス統括部に、コンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。また、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査等委員会へ報告する体制、不正

行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備し、不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置する。執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会及び監査等委員会に報告する。

（運用状況の概要）

取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」、「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知し、浸透を図っております。2022 年に制定した企業理念（PURPOSE・MISSION）の実現に向け、本部及び営業店のチーム単位では、チームミッションを策定しており、業務運営の中で意識できるような取組みを行っております。2024 年９月には、企業理念（PURPOSE・MISSION）をベースとした行動の原点「CHUKIN　Way」を策定し、その理解を促進するワークショップを役員も参加する形で実施いたしました。

社員一人ひとりがコンプライアンスの重要性を「自分のこと」として理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的としてコンプライアンス検討会を 2018 年度から開催し、2022 年度以降は「自律的なコンプライアンス」を目的とし、各部室店単位でのコンプライアンス・プログラム策定に取り組んでおります。

「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査等委員会へ報告する体制、個別事案に係る調査解明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外に設置）を整備しております。

内部監査態勢について、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス態勢等に係る内部監査を実施しております。具体的な監査内容は、内部監査会議を経て取締役会で承認された内部監査方針において定め、その監査結果等は、取締役会及び内部監査会議に報告しております。2024 年６月には、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、監査等委員会から監査部への指揮・命令が業務執行取締役に優先し、また、「年度内部監査方針」の策定や内部監査部門長の人事評価・異動・処分については、事前に監査等委員会の同意が必要となるよう「内部監査規程」を改正いたしました。2024 年度の内部監査方針においては、大阪エリア本部拠点の運営状況・BCP への取組状況（勘定系システム再構築等におけるコンティンジェンシープランの適切性等）を対象テーマとした監査にも取り組みました。また、社員の営業店運営計画等に対する認識・スタンス等を確認できるよう、営業店内部統制状況調査の質問項目を変更する等、営業店等監査対応等における検討材料として活用しております。

反社会的勢力に関する事項については、定期的にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では体制整備や個別案件等について議論しており、その結果を取締役会へ報告しております。

（２）　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（決議内容の概要）

取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行い、監査等委員会が選定する監査等委員は、これらの情報を常時閲覧することができる。

（運用状況の概要）

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事

項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録、経営会議要録等の保存・管理を行っております。また、取締役会や経営会議等の情報について、監査等委員が常時閲覧することができる環境を整備しております。具体的には、会議資料等閲覧プラザに資料をアップロードすることで、常時閲覧できる体制を構築しております。

（３）　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（決議内容の概要）

取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備し、取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。また、執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会及び監査等委員会に報告する。

（運用状況の概要）

取締役会は、半期ごとに、トップリスクを始めとした各リスク事象に係る課題と取組状況や対応方針を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、「リスク管理規定」等の見直しの要否等を決定しております。このようなトップリスク運営を導入以降、定期的に当金庫を取り巻くリスク事象とトップリスクの選定等を行っており、リスク統括部において、統合的・全社横断的なリスク管理の高度化に取り組んでおります。2024 年度は、トップリスクとして「気候変動リスクへの対応」「産業構造の変化」「当金庫グループのビジネス戦略」「大規模自然災害の発生」「サイバー攻撃に関するリスク」「システム障害」「人材の確保・育成」「金融犯罪（マネロン）」「DX に関するリスク」の９つを選定し、それぞれ取組みを行っております。また、経営管理やリスク管理高度化を目的としたリスクアペタイト・フレームワーク（RAF）の本格導入に向け、2024 年度にはスタートアップ支援におけるソフトリミットを設定し、より踏み込んだリスクリターンの枠組みを構築しました。また、マネー・ローンダリング防止に向けた取組みにおいて、金融機関には実効的な対策が求められていることを踏まえ、当金庫では、より実効性を確保する計画として「2025 年度金融犯罪対策プログラム」を、コンプライアンス会議の審議を経て、2025 年３月の取締役会において策定しております。

コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・リスク管理基本方針」に基づき、2024 年度は「自律的なコンプライアンス・リスク管理」を掲げ、各部室店が業務リスクを自分ごととして捉えられるよう主体的にリスク管理に取り組む態勢へと転換し、コンプライアンス・リスク管理の考え方や、具体的なコントロール手法等についての理解促進に向けて取り組みました。なお、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。

（４）　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（決議内容の概要）

取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、監査等委員会設置会社として取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するにあたっての協議をするための機関として経営会議を設置し、経営会議において、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、統括本部を設置し、経営会議へ付議する事項を審議等するため、各統括本部長が議長を務める各種会議を設置する。取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行い、取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し職務執行を分担する。また、中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映

させる仕組みを構築する。

（運用状況の概要）

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しており、2024 年度は取締役会を 18 回開催しております。

2024 年６月の定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行し、取締役 13 名のうち取締役会における議決権等を有する監査等委員である取締役を５名置くことで、取締役会の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定権限を取締役へ委任することで、迅速な意思決定、業務執行を可能とし、ガバナンスの一層の充実・強化を図っております。また、2024 年４月から９つの統括本部体制に移行し、各統括本部に担当執行役員を置き、機動的なソリューション提供を行う体制へと移行しております。

経営の重要課題については、「討議事項」として、取締役会メンバーにて十分な議論を重ねたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上に向けて取り組んでおり、2024 年度は「長期的にありたい姿」をテーマに常務執行役員以上で議論を行いました。

また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため取締役会の諮問機関として設置している「経営諮問委員会」を、2024 年度は 2024 年６月及び 12 月に開催いたしました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

（５）　当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（決議内容の概要）

商工中金グループにおける業務の適正を確保するため、取締役会は、企業理念（PURPOSE・MISSION）、倫理憲章を制定・周知するとともに、「子会社等管理規程」を制定・周知するほか、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理し、子会社等におけるコンプライアンス態勢を整備する。コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査等委員会へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備する。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の業務運営状況等を定期的に取締役会及び経営会議に報告し、当会社は、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準じ、担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行い、取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会及び監査等委員会に報告する。当会社と子会社等との間で取引を行うにあたって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

（運用状況の概要）

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社ごとに業務上最も関係の深い部室を担当部室としております。統括部署及び担当部署は、子会社等からの業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。2024 年度は、従属業務型子会社への業務内容等のヒアリングを踏まえて、子会社の総務事務共通化に向けて、同一建物内に所在する子会社共通の総務事務マニュアルを制定いたしました。また、子会社と当金庫取引先情報を除く情報共有範囲を拡大し、情報の非対称性の解消に努めるほか、各子会社におけるエンゲージメント向上に向けた自発的な取組みを促す等の取組みを行っております。

（６）　当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

（決議内容の概要）
商工中金グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

（運用状況の概要）
取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築し、また、その体制についての検証を行っております。
また、情報開示について、取締役会にて決定した2024年度の開示の方向性を定めた「開示ポリシー」に沿って対応しております。

（７）　監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の監査等委員ではない取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（決議内容の概要）
監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設置し、その使用人は、取締役の指揮命令を受けないものとして、その人事評価・異動・処分については、監査等委員会室の同意を必要とする。

（運用状況の概要）
監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設置し執行部門から独立した使用人を配置し、補助機能の強化を図っております。
また、監査等委員会室の人事・処遇関係については、監査等委員会規程に基づき適切に運用しております。

（８）　取締役、委任型執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

（決議内容の概要）
取締役、委任型執行役員及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報及び監査等委員会が報告を求める事項について監査等委員会へ報告を行う。子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査等委員会へ報告を行う。当会社及び子会社等の社内外に設置した内部通報窓口に内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口から報告を受け、監査等委員会へ報告を行う体制を整備し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。

（運用状況の概要）
監査等委員会が出席する取締役会その他の需要な会議において、取締役、委任型執行役員及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・審議事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る需要な事項について、適時適切に報告を行っております。

（９）　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（決議内容の概要）
監査等委員会による監査の実効性を確保するため、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査等委員会と定期的に意見交換を行うとともに、取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査等委員会による監査の実施に協力する。監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準を制定し、これらの規定に基づき監査を実施し、必要に応じて外部専門家の意

見を徴するほか、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。また、監査等委員会は、内部監査部門に指揮・命令することができ、不祥事件等と疑われる事案が発生し、業務執行取締役と監査等委員会からの事案に関する指揮命令に齟齬が生じる場合には、監査等委員会の指揮・命令が優先する。なお、内部監査部門長の人事評価・異動・処分については、事前に監査等委員会の同意を必要とする。
（運用状況の概要） 監査の実効性向上のため、代表取締役と監査等委員会間の意見交換会を 2024 年度は２回開催しております。 内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査等委員会に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、監査等委員会は、会計監査人から主に会計監査の経過及び結果について、2024 年度は９回報告を受け、意見交換を行っております。更に、内部監査部門、会計監査人、監査等委員会による三様監査の連携を強化するために三者の連絡会を 2024 年度は２回開催しております。 監査等委員会への報告体制として、明文化されたレポートラインに沿って内部監査部門から定期的に報告を行っております。

９　特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

１０　親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

１１　会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

１２　その他

会社法第 459 条第１項の規定による定款の定めはありません。